

第26期東京都自然環境保全審議会
第2回温泉部会
速 記 録

令和5年10月17日（火）午前10時30分～

(午前10時30分開会)

○松岡計画課長 それでは、定刻になりましたので、第2回温泉部会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。環境局自然環境部計画課長の松岡でございます。

本日は、3件の案件につきまして御審議いただきます。よろしくお願いいたします。

温泉部会に所属する委員7名中6名の委員の方に御出席いただいておりますので、規定によりまして、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

これまでウェブ会議の際は、委員の皆様の御紹介、それから、都側職員の紹介をしておりましたが、今回は対面形式ということですので、紹介につきましては割愛させていただきます。

それでは、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。益子部会長、審議の開会をお願いいたします。

○益子部会長 分かりました。

それでは、第26期東京都自然環境保全審議会第2回温泉部会を開催いたします。

初めに、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、東京都自然環境保全審議会運営要領第6の規定に基づき、傍聴を認めたいと思います。事務局は傍聴人のウェブ参加を許可してください。

(傍聴者入室)

○益子部会長 ありがとうございます。

本日の議事の流れについて御説明を申し上げます。

本日の審議案件は、お配りしております次第のとおり「諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」「諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」「諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について」の3件でございます。これらの3件は近傍における申請でありまして、制限距離内に位置しております。

令和元年に本温泉部会では3回の審議を行っておりますが、継続審議となりまして、本日は4回目の審議という形になります。令和元年に行われた3回の審議では、三者の申請揚湯量の合計が審査基準に適合しておらず、三者間で協議することをお願いいたしましたが、揚湯量について合意には至りませんでした。

一方で、それ以外の項目は審議により許可相当と判断できたため、当部会としましては、

揚湯量等について一定の条件を付した「条件付き許可相当」と判断し、令和元年12月に行われました自然環境保全審議会に判断結果を報告したところでございます。しかし、部会報告終了後に、事務局より申請者側から審議継続希望の申出があったことが報告されたため、3案件については、部会に審議が差し戻されたということになります。

その後、長期間にわたりまして三者間で協議を行っていただき、このたび協議が成立したとのことですので、その結果を踏まえて、本日、審議を行うものでございます。

審議の方法ですが、事務局よりまず「三者の協議状況」について説明していただき、その上で「事業の概要」「許可基準の適合状況」について説明していただきます。その後、委員同士で意見交換を行った上で、審議会への報告内容について、部会としてコンセンサスを得るという流れにさせていただきます。

まず、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○大久保水環境課長 自然環境部水環境課長の久保でございます。よろしく申し上げます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

「諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」ですが、資料2-1が「概要版」、資料2-2が「許可基準の適合状況」となっております。

次に「諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」ですが、資料3-1が「概要版」、資料3-2が「許可基準の適合状況」となっております。

次に「諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について」、こちらは資料4-1が「概要版」、資料4-2が「許可基準の適合状況」となっております。

そして、資料5としまして「三者の協議状況」を配付しております。このほか「第2回温泉部会会議次第」と資料1「委員名簿」、また、参考資料1から4を配付してございます。

資料はお手元にそろっておりますでしょうか。ない場合はお知らせいただければと思います。

資料の確認は以上です。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから審議を行います。

事務局より、まず「三者の協議状況」について御説明をお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、御説明いたします。

本3件につきまして、審議会から温泉部会に審議が差し戻された経緯につきましては、先

ほど部会長から御説明があったとおりでございます。事務局からは、それ以降の三者の協議状況と結論について御説明をさせていただきます。

資料5を御覧ください。

審議が部会に差し戻されましたのが令和元年12月17日でした。それ以降、東京都から三者に対し、話し合いを実施するよう9回にわたり依頼いたしました。

三者におかれましては、途中、新型コロナウイルス感染症の蔓延により協議そのものが開催できない期間もございましたが、精力的に協議を重ねていただきました。そして、今回、三者の申請揚湯量の合計が基準を満たす内容で合意に至ったとの報告をいただいたというものでございます。

具体的な報告内容は、資料5-3「最終報告内容（要旨）」に記載のとおりです。

本3件に係る申請の概要、適合状況ともに申請揚湯量のみが変更されることとなります。

○益子部会長 ただいま事務局から協議の経過について御説明がありました。

継続審議となっておりました揚湯量については、これで基準を満たす形となりました。その他の事項については、既に部会において審議が終了しておりますので、かつ、自然環境保全審議会においても報告済みであるため、本日、改めて審議を行う必要はないと考えますが、皆さん、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き申請の概要について、変更箇所を中心に事務局から説明していただきます。よろしく願いいたします。

○大久保水環境課長 資料2、資料3、資料4に基づきまして、まず、三者の申請概要について、変更箇所を御説明いたします。

資料2-1を御覧ください。「諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」です。こちらの4つ目の白四角、揚湯量について、当初の申請は日量100立方メートルでしたが、協議の結果、55立方メートルに変更となります。

次に、資料3-1を御覧ください。「諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」です。こちらの2つ目の白四角、利用計画における揚湯量につきまして、当初の申請は日量120立方メートルでしたが、協議の結果、40立方メートルに変更となります。

最後に、資料4-1を御覧ください。「諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について」です。こちらの4つ目の白四角、揚湯量につきまして、当初の申請は日量70立方メートル

ルでしたが、協議の結果、55立方メートルに変更となります。

以上が申請概要に関する変更点となります。

○益子部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして「許可基準の適合状況」について、事務局から説明していただきます。よろしくお願いいたします。

○大久保水環境課長 それでは、本件の許可基準への適合状況を御説明させていただきます。

最初に、資料2-2を御覧ください

温泉法第4条に、温泉動力の装置許可の基準としまして、温泉の湧出量、温度または成分に影響を及ぼさないこと、公益を害するおそれがないこと等が規定されてございます。東京都では、これらについて、本表の①②③につきまして適合状況を審査しております。②の「本申請の内容」の欄で、今回修正となる揚湯量について下線で記載をしております。

なお、この諮問第451号につきましては、過去の審議において「1分当たりの揚湯量を86.4リットル以下とすること」との意見がございました。その理由としましては、揚湯試験で算出された適正揚湯量を超えた揚湯が可能な動力ポンプを用いる予定であることから、適正揚湯量の範囲内での揚湯となるよう、1分当たりのくみ上げ量を調整する必要があるためでございます。この意見につきましては、審議会においても既に御報告済みでございます。

次に、資料3-2、諮問452号を御覧ください。

温泉法第4条の温泉掘削の許可基準及び適合状況につきましては、先ほどの諮問第451号と同様に審査をしております。②の「本申請の内容」の欄で、今回修正となる揚湯量について、下線で記載をしております。

最後に、諮問第454号、資料4-2を御覧ください。

温泉法第4条の温泉動力の装置許可の基準及び適合状況につきましては、先ほどの2件と同様に審査をしております。②の「本申請の内容」の欄で、今回修正となる揚湯量について、下線で記載をしております。

なお、諮問第454号につきましても、過去の審議において「1分当たりの揚湯量を163.2リットル以下とすること」との意見がございました。その理由は先ほどの案件と同様ですが、揚湯試験で算出された適正揚湯量を超えた揚湯が可能な動力を用いる予定であることから、適正揚湯量の範囲内での揚湯となるよう、1分当たりのくみ上げ量を調整する必要があるためでございます。この意見につきましても、審議会において既に御報告済みでございます。

以上、各3件の適合状況を御説明させていただきました。

また、3件とも共通事項でございますが、適合状況のうち、各表の下に配慮を要する井戸、湧水等の有無、その他意見を記載してございます。申請当時から4年が経過しておりますので、改めまして関係部署、具体的には都水道局や区役所に照会をいたしました。各関係部署からの回答は4年前と同様でございました。

私からの御説明は以上です。よろしく願いいたします。

○益子部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○安川委員 初めの渋谷区のほうの2件に関しては、1キロ以内に湧水があるということで、この湧水というのが今どういう状況なのかちょっと分からないので、モニタリングできるような状況か分からないのですが、もしできるのであれば、目視でも構わないので、定期的にこの関係する2件の事業者さんのほうで、モニタリングのような形で、湧水が減っていないことを継続的に確認していただきたいと思います。

揚湯試験というのはそれぞればらばらに行っているんで、一斉に揚湯すると、もしかすると、周りの水利系に影響が起きるかもしれないので、その辺はぜひ注意していただきたいと思います。

○益子部会長 ありがとうございます。

今のは451号のみでしょうか。それとも452号も同じでしょうか。

○安川委員 多分、451と452の両方とも同じものだと思うので、できれば協力してモニタリングするような形が一番望ましいと思います。

○益子部会長 分かりました。

この点について、事務局、何か御意見はありますでしょうか。

○大久保水環境課長 湧水の状況につきましては、事務局のほうでモニタリング可能なものなのかどうかを含めまして確認の上、もし可能なようであれば、事業者のほうに温泉部会の委員の御意見としてお伝えしたいと思います。

○安川委員 よろしく願いします。

○益子部会長 掘削のほうが長くなるので、場合によっては452号のほうメインでおやりになったほうがいいのかと思うのですけれどもね。451号は動力を設置してしまえば終わりということになりますので、その前後での状況把握ということは、それはそれで451号の案件者をお願いすることとしても、452号については、もう少し長期の1年、2年のスパンになりますので、いずれにしても、湧水の状況の確認次第ということですね。その辺はよろしく

お願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞお願いします。

○安川委員 すみません。もう一つコメントです。

この3件に関しましては、いろいろ経緯があつてのことなので、皆様、ちゃんとこの指示に従って今後の揚湯量を守っていただきたいということを三者に告げていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○益子部会長 ありがとうございます。

これは許可証か何かに、こういう意見があつたとか、あるいは条件付とまでいけるかどうか分からないけれども、何らかのコメントをつけての許可ということになりましようか。

○大久保水環境課長 そうですね。基本的には許可量の中で揚湯していただくというのが原則でございますが、改めてそういった厳守するよふにということをお伝えしたいと思ひます。

○益子部会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ないよふでしたら、それぞれの案件につきまして、どのような取扱いをするかお諮りしたいと思ひますけれども、まず「諮問第451号 渋谷区笹塚二丁目の温泉動力の装置について」につきまして、いかがでしようか。異論がなければ、許可相当という形で答申したいと思ひます。

異論はないよふでございますので、許可相当として答申させていただきます。

続きまして「諮問第452号 渋谷区笹塚一丁目の温泉掘削について」、これについてはいかがでしようか。

特に御意見はないよふでございますので、これにつきましても許可相当ということで諮問させていただきます。

最後に「諮問第454号 杉並区和泉の温泉動力の装置について」、これについてはいかがでしようか。

特に異論はございませんで、やはり許可相当ということで諮問させていただきます。ありがとうございます。

それでは、本日の議事につきましては、以上で全て終了いたしました。

全体を通しまして、事務局に対して何か御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願ひいたします。

ないよふでございますので、以上をもちまして第2回温泉部会を閉会いたします。

傍聴人は退場をお願いいたします。

(傍聴者退室)

○益子部会長 それでは、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

○松岡計画課長 本日は、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、許可相当との御意見をいただきました3件、それから、前回の温泉部会で許可相当との御意見をいただきました「諮問第484号 墨田区堤通の温泉動力の装置について」につきましては、12月開催予定の第154回本審議会でご審議いただきたいと思います。よろしくお願
いいたします。

事務局からは以上でございます。